OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	中国における株主総会に関する制度の整備と問題点
Author(s)	張, 凝
Citation	阪大法学. 2011, 61(3,4), p. 387-408
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55166
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

中国における株主総会に関する制度の整備と問題点

張　凝

一　はじめに
二　株主総会の意義と権限
三　株主総会の招集手続
四　株主総会の運営
五　おわりに

一　はじめに

日本と同じように中国においても二〇〇五年に会社法の大改正が行われた(1)。この改正においては、制度の厳密化、運営の活性化という趣旨(2)に基き、株主総会に関する改革も多数行われた。本稿では、この改正趣旨に沿って、改正後の中国会社法における株主総会制度のいくつかの点を取り上げて検討する。したがって中国の株主総会制度全般を紹介するものではない。検討の対象は主として株式会社に関するものとするが、必要に応じて有限会社または上場会社に関する規制にも言及する。

（阪大法学）61（3・4-387）999〔2011.11〕

中国では、上位法としての会社法が存在するほか、上場会社の場合はさらに中国証券監督管理委員会の定める関連規則にも服することが要求される。本稿のテーマとの関連では、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する準則（上市公司治理準則　二〇〇二年制定）（以下、「コーポレート・ガバナンス準則」と略す）、上場会社株主総会規則（上市公司股東大会規則）（以下、「総会規則」と略す）及び上場会社定款指導（上市公司章程指引）（以下、「定款指導」と略す[3]）が重要である。この三つの規則のうち、「総会規則」と「定款指導」は二〇〇五年の会社法改正を受け、二〇〇六年にはそれぞれの改正が行われた。したがって、現行制度の説明は二〇〇五年改正後の会社法のほか、二〇〇二年の「コーポレート・ガバナンス準則」及び二〇〇六年改正後の「総会規則」、「定款指導」に基く。

二　株主総会の意義と権限

1　意　義

株主総会は会社のすべての株主より構成される会社の権力機関である（会社法九九条）。「権力機関」とは会社の最高意思決定機関のことを指す[4]。二〇〇五年改正前の会社法（以下、「旧法」という）一〇二条は、株主総会は会社の株主より構成されると定めていたが、新法は「すべて」という文言を新たに差し込んで、会社の株主であれば、その持株の種類と数に関係なく、当然に株主総会の招集通知を受ける権利及び株主総会に出席する権利等を有することを強調した[5][6]。これは、株主総会を開催せず株主代表会議に株主総会の権限を代行させるという違法な会社実務[7]を意識して改正されたものだと考えられる[8]。

2　権　限

株主は法の定めるところにより、会社の財産的収益、重要事項の決定及び管理者の選択等の権利を有する（会社法四条）。本条でいう「重要事項の決定」と「管理者の選択」は、株主が株主総会を通して行使する権利であるため、実質上株主総会権限の抽象的範囲を画すことになる。株主総会の具体的な法定権限は会社法一〇〇条（有限会社の株主会の権限に関する同法三八条一項の準用規定）が定める。それによれば、下記のものがある。

① 会社の経営方針と投資計画の決定（会社法三八条一項一号）
② 非従業員代表の取締役、監査役の選任、解任[9]及び取締役、監査役の報酬の決定（同項二号）
③ 取締役会の報告の審議及び承認（同項三号）
④ 監査役会の報告の審議及び承認（同項四号）
⑤ 会社の年度予算案及び決算案の審議及び承認（同項五号）
⑥ 会社の利益処分案及び欠損塡補案の審議及び承認（同項六号）
⑦ 会社資本の増加または減少についての決議（同項七号）
⑧ 社債発行についての決議（同項八号）
⑨ 会社の合併、分割、解散、清算または組織変更についての決議（同項九号）
⑩ 定款変更の決定（同項一〇号）

以上の③、④の報告はそれぞれ取締役会、監査役会が提出したものでなければならない。②のうちの取締役、監査役の報酬の決定、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨（清算を除く）の事項に関する提案は取締役会の専属権限とされ、株主による提案が認められないが[10]、株主総会で行われた合併または分割の決議に反対の意を表明した株主は、会社に対

してその有する株式の買取を求めることができる（会社法一四三条一項四号）。

以上の権限は旧法におけるものとほとんど変わりがないが、二〇〇五年の改正により新設された三八条一項一一号は、「会社定款に定めがあれば、その他の事項も株主総会の権限とすることができる」と定めている。この規定により、株主総会の権限に関する定款自治が明確に認められた。しかし、注意すべきはこの三八条一項一一号の「その他の事項も」という文言により、定款による株主総会の権限の拡大はできるが、法定権限より縮小は認められないことになる。株主総会の法定決議事項を定款により取締役会等に委任して決定させることができない[11]。

会社法一〇〇条（及び三八条一項）以外にも株主総会の法定権限に関する規定が多数ある。具体的にいえば、⑪会社が株主または会社の実質支配者のために担保を提供する場合の承認（会社法一六条二項）、⑫上場会社が一年以内に重大な資産を購入もしくは売却する場合、または担保金額が会社の資産総額の三〇％を超える場合の承認（同法一二二条）、⑬新株発行に関する諸事項[12]の決定（同法一三四条）、⑭会社が資本の減少、自社株を保有する他の会社との合併、自社株を褒賞として従業員に給付するために自己株式を購入する場合の承認（同法一四三条一項、二項）、⑮取締役、高級管理職[13]の利益相反取引の承認（同法一四九条一項四号、五号）、⑯会社が税引き後利益から法定準備金を積み立てた後、任意準備金を積み立てる場合の決定（同法一六七条三項）がある[14]。以上の⑬以外のものは二〇〇五年の改正で新たに与えられた権限である。

このほか、会社法は定款の定めまたは株主総会の決議があれば株主総会の権限とすることができる事項もいくつか明確に定めている。即ち、会社が他の企業に投資する場合の決議（会社法一六条一項一文）、累積投票の採用の決定（同法一〇六条一項）、会社の資産を他人に貸し付け、または会社の財産を他人のために担保として提供する場合の承認（同法一四九条一項二号）、非上場会社の会計事務所の選任と解任の決定（同法一七〇条一項）、清算委

員会の委員の決定（同法一八四条二文）、清算委員会による清算報告の承認（同法一八九条）である。

3　検　討

（1）株主総会の権限と取締役会の権限との関係

取締役会の法定権限は会社法一〇九条四項（有限会社の取締役会権限に関する同法四七条の準用規定）が定めている。それによれば、株主総会の招集及び株主総会における業務報告（会社法四七条一号）、株主総会の決議の執行（同条二号）、会社の経営計画と投資案の決定（同条三号）、会社の年度財務予算案と決算案の作成（同条四号）、会社の利益配当案と欠損補塡案の作成（同条五号）、会社資本金の増減に関する案及び社債発行案の作成（同条六号）、会社の合併、分割、解散または組織変更に関する案の作成（同条七号）、会社の内部管理機構の設置の決定（同条八号）、総経理（日本の最高執行役に類似）の選任、解任及びその報酬の決定（同条九号）、会社の基本管理制度の決定（同条一〇号）がある。立法者の説明によると、これらの事項は取締役会の専属権限であり、株主総会はこれに干渉することができない[15]。

このほか、新法はさらに四七条一一号の規定を新設し、「会社定款の定めがあれば、その他の事項も取締役会の権限とすることができる」と定めている。ここも株主総会の権限の場合と同じく、条文中の「その他の事項も」という文言により、定款による取締役会の権限の拡大ができるが、法定権限より縮小することができないことになる[16]。

このように、新法の下では、定款により株主総会の権限を拡大することができるようになったが、これは、取締役会の権限に関する同法四七条一一号の規定と対照してみると、取締役会の法定権限まで権限拡大できるという意味ではないことが分かる。また、逆に取締役会も株主総会の法定権限をもつまでのことができない。

したがって、例えば、取締役会は会社の経営計画と投資案について決定することができる（会社法一〇九条四項、四七条三号）が、会社の経営方針と投資計画を決定することができない。後者は株主総会の法定権限（同法一〇〇条、三八条一項一号）だからである。前者と後者との区別について、経営計画と投資案は経営方針と投資計画に比べ、より具体的なものであり、取締役会が経営計画と投資案を立てるときに株主総会の決めた経営方針と投資計画に従わなければならない[17]とされるが、しかし、両者を現実に峻別することが果たしてできるかどうかが疑問であり[18]、そのため、株主総会は経営方針、投資計画のみならず、場合によって経営計画、投資案にまで実質的に関与することが不可能ではないし、或いは逆に、取締役会は場合によって会社の経営方針、投資計画を実質的に決定することも可能である。とすれば経営方針と経営計画といったような事項は、理論的に整理できても現実的には必ずしもすべて峻別できない。したがって新法においても厳密的な意味での権限分配ができているとはいえない。

しかし、全体的に見れば、例えば、授権資本制度を採用していないこと、新株発行、社債発行の決定などを株主総会の権限とされていること、さらに前述した⑪、⑫、⑭、⑮、⑯の法定権限が新たに株主総会に与えられたことと併せて考えると、新法において、一九九三年会社法制定以来の株主総会中心主義がむしろ強化されたとも言える。これは、株主総会の経営に対する監督機能が大きく期待されていることが伺える。裏返せば、所有の経営に対する強い不信感の現れであるとの理解ができる。したがって、このような株主総会中心主義の立法趣旨から、法律または会社の定款により、株主総会の権限かそれとも取締役会の権限かが明らかでない事項に関しては一般的に株主総会の権限と解される[19]。

（2）有限会社の株主会の権限との比較

中国会社法においては、株主総会のことについて株式会社の場合は株主総会（股東大会）、有限会社の場合は株

主会（股東会）と、それぞれ呼ぶことになっている。新法は条文内容の簡潔化という理由[20]で、株式会社の株主総会、取締役会、総経理の権限に関する定め方はすべて有限会社のそれをそのまま準用するという形を取っている。例えば、株式会社の株主総会の権限に関する会社法一〇〇条は、有限会社の株主会の権限に関する同法三八条一項の規定をそのまま準用、株式会社の取締役会の権限に関する会社法一〇九条四項も、有限会社の取締役会の権限に関する同法四七条の規定をそのまま準用することになっている。また、前述した株主総会に関する⑪～⑯のほとんどの法定権限（⑫を除く）は株主会にも適用している。その結果、株式会社の株主総会及び取締役会は有限会社のそれと全く同様な法定権限になっている。しかも、前述した理由（二の3（1）のところ）で、定款による株主総会（株主会）・取締役会間における権限調整の余地が非常に限られている。

有限会社は小規模または閉鎖的会社に適する制度であり、企業規模が小さいこと[21]、株主の人数が少ないこと[22]、または株主が経営意思を有する企業家株主であることが比較的に多いことなどにより、その株主会に関して、より大きな権限ないし万能機関性を持ちうる制度的余地が求められている[23]。それに対して、株式会社の場合は、株主が多いこと、株主間の人的信頼を資本参加の前提とされていないこと、または株主の多くが企業経営に無関心で単なる投資もしくは投機株主であることなどにより、会社経営の効率性の観点から株主総会に過大な権限を与えることが合理的ではない。株主総会の権限に関して株主会の権限に関する規定をそのまま準用させた結果、両者は権限伸長の余地が同じ制限を受けることになる。結局、新法一〇〇条、三八条一項などに定めた権限は株式会社の株主総会にとっては過大となり、有限会社の株主会にとっては必ずしも十分ではない、どちらにも十分適していないものになってしまっている[24]。

もっとも、株主の人数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限会社は、取締役会の代わりに業務執行取締役

を一名置くことができる（会社法五一条一項）。この場合は業務執行取締役の権限は会社の定款により定められる（同条二項）ため、株主会は会社経営に関するすべての意思決定をすることが可能であるが[25]、そうでない場合は以上で指摘された問題が存在する。

三　株主総会の招集手続

1　定時株主総会と臨時株主総会

株主総会は定時総会と臨時総会とに分ける（会社法一〇一条柱書）。定時総会は、毎年一回を招集しなければならない（同条柱書一文）。会社法には定時総会の召集時期に関する規定はない。しかし、通常は一会計年度[26]の終了後の六カ月以内に招集される[27]。この場合の具体的な招集時期は定款の定めによる[28]。

臨時総会は、①取締役の員数が会社法の定める最低員数または会社定款の定める員数の三分の二に満たなくなったとき、②会社の補塡していない欠損金額が実際に払い込まれた資本総額の三分の一に達したとき、③単独または合計で会社の一〇パーセント以上の株式を保有する株主が請求したとき、④取締役会が必要であると認めるとき、⑤監事会が招集を提案するとき、⑥会社定款に定めるその他の状況が生じたときに、二か月以内に招集しなければならない（会社法一〇一条一号～六号）。このうちの⑥の招集事由は定款自治の拡大という理由[29]で二〇〇五年改正で新設されたものである。このほか、会社法または会社の定款により、会社の重大資産[30]の譲渡もしくは譲受または対外的な担保提供等の事項について株主総会の決議を要するとされる場合、これらの事項を決議するために取締役会は直ちに株主総会を招集しなければならない（同法一〇五条）。

定時総会は総会開催の二〇日前までに、臨時総会は総会開催の一五日前までに、会議開催の時期、場所及び審議

事項を各株主に通知しなければならない。無記名株券を発行している場合、総会開催の三〇日前までに会議開催の時期、場所及び審議事項を公告しなければならない（会社法一〇三条一項）。株主総会は招集通知に記載されていない事項について決議することができない（同条二項）。旧法では、定時総会と臨時総会のいずれも総会開催の三〇日前までに、無記名株券を発行した場合は総会開催の四五日前までに招集すべきものとされていた（旧法一〇五条一項、二項）が、二〇〇五年会社法は総会開催の効率を高めるために、上記のように招集期限を短縮した[31]。

2　招集権者

旧法においては、株主総会を招集できる者は取締役会に限られていた（旧法一〇五条一項一文）。そのため、会社の一〇％以上の株式を保有する少数株主または監査役会による招集請求（旧法一〇四条三号、五号）があっても取締役会は自己にとって都合が悪いと判断したときに招集手続を行わないという事態が多発していた[32]。このような取締役会の専横怠慢を防ぐために、また少数株主及び監査役会の招集請求権の実効性を確保するために[33]、新法は、株主総会は原則として取締役会が招集するものとした上で、取締役会が招集できない場合または招集しない場合は、監査役会は直ちに招集しなければならないとし、監査役会が招集できない場合または招集しない場合は、九〇日以上引続き会社の株式の一〇％以上を保有する株主は自ら株主総会を招集できると定めた（会社法一〇二条一項一文、二項）[34]。この場合は裁判所などによる許可を必要としない[35]。もっとも、取締役会が招集できないことまたは招集しないことを如何に判断するかについて会社法には明確な基準が示されていない[36]。

3　検　討

（1）定時総会と臨時総会との区別

中国会社法において定時総会と臨時総会を区別する意義は招集期限の規定（同法一〇三条一項）の適用と招集権者の画定[37]にある。

定時総会と臨時総会との区別について、中国会社法においては日本会社法二九六条一項（招集時期）及び四三八条、四三九条（招集目的）のような明確な基準が示されていない。もっとも、中国会社法において一六六条二項一文で、株式会社の会計報告書は株主総会の定時総会開催の二〇日前までに株主の閲覧に供するために本社に備え置かなければならない旨を定められていることを見ると、会社の会計書類に関する報告及びその承認が定時総会の主要目的の一つであるとの理解ができる。また、上場会社の取締役会及び監査役会が定時総会において過去一年間の職務執行についての報告をしなければならないこと（「総会規則」一二八条）、上場会社の定時総会は、一会計年度の終了後の六カ月以内に招集されなければならないこと（「定款指導」四二条、「総会規則」四条一項二文）と合わせて考えると、定時総会について毎会計年度の終了後の六カ月以内に、会社の会計書類の報告ないし承認及び取締役会、監査役会の年間職務報告を目的として招集されるものと理解することができる。しかし、会社基本法としての会社法において啓蒙的意味合いも含めて定時総会の基準を明確に示されることが望ましいと言えよう。

（2）招集通知の記載事項

招集通知の記載事項は、株主が総会に出席するかどうかの判断に資するもののみならず、招集権者が何を決定して総会を招集するかの基準ともなる。旧法では招集通知の記載事項は「会議の審議事項」のみとされていた（旧法一〇五条一項）が、新法は従来の審議事項と並んで、総会開催の時間と場所も増やした（会社法一〇三条一項）。

比較的詳細な記載事項は総会活性化の一助になることはいうまでもないが、しかし、実質的に考えると記載事項そのものと比べ、記載事項の具体的内容がより重要である。例えば、中国会社法に総会招集地の選定基準に関する規定がない[38]ため、多くの会社が業績の悪い時に、責任の追及を回避するために開催場所等を株主の出席が不便で且つ出席費用の高い辺鄙な場所に設定する[39]。総会活性化ないし株主の権利を保障するという観点から、立法により開催場所の選定基準を明確にすることが望ましい。

（3）少数株主の株主総会招集権

前述した（二の1）ように、単独または合計で会社の一〇%以上の株式を保有する少数株主が取締役会に対して株主総会の招集請求をすることができる（会社法一〇一条三号）。しかし、取締役会、監査役会の怠慢などにより、この招集請求を行った少数株主が自ら株主総会を招集する場合はさらに九〇日の持株保有期間が要求される（同法一〇二条二項）。このような持株保有期間の要件が新たに加えられた理由について、立法者は、大規模の株式会社における小株主の権利濫用を防ぐためであると説明している[40][41]。しかし、自らに招集権が与えられることによって、総会招集請求権の実効性が確保されるのは会社法一〇一条三号における会社の一〇%以上の株式を保有する少数株主ではなく、同法一〇二条二項における九〇日以上引続き会社の一〇%以上の株式を保有する少数株主となってしまう。つまり、旧法と比べ、新法は、少数株主に招集請求権を確保するための一手段として自らの招集権を与えたにもかかわらず、この手段を利用するために、更なる持株保有期間の要件を満たすことが必要となる、というような一進一退のあまり進歩のない法改正になっている。もともと一〇%という厳しい持株要件の上に、さらに九〇日という持株保有期間の要件を設けることによって、権利濫用を防止する効果がどれほど向上するかが疑問であり、また、株主総会運営の活性化という改正趣旨から考えても問題である。

四　株主総会の運営

1　株主総会議長

中国会社法には総会議長の職務権限に関する規定がなく、一般的に総会開会、閉会の宣言、決議結果の発表及び会場秩序の維持と説明されている[42]。

旧法一〇五条においては、代表取締役（董事長）が株主総会の議長を務め、代表取締役が特別な事由により議長の職務を履行できないときは、その指名を受けた副代表取締役（副董事長）またはその他の取締役（董事）が総会の議長を務めると定められていた。しかし、実際上代表取締役は自らの権力を維持し、総会における「クーデター」を防ぐために、議長を務めないし、代わりの議長も指定しないことが多発していた[43]。株主総会の運営が、代表取締役が議長を務めないことにより混乱ないし麻痺に陥らないようにするために、新法は代表取締役の総会議長を指定する権限を否定した。即ち、総会の議長は原則として代表取締役がこれを務めると定める一方、代表取締役がこの職務を履行できない場合または職務を履行しない場合は、副代表取締役が総会の議長を務めるとし、副代表取締役が職務を履行できない場合または職務を履行しない場合、半数以上の取締役の推薦を受けた一名の取締役が総会の議長を務めると定めた（会社法一〇二条一項）。

また、九〇日以上引続き会社の株式の一〇％以上を保有する少数株主は自らの招集した株主総会においては議長を務めることができる。しかし、注意すべきは、この場合は招集を行った少数株主が当然に議長を務めることができず、①代表取締役→②副代表取締役→③半数以上の取締役の推薦を受けた取締役→④招集を行った少数株主という順番待ちで、上位の三者がすべて議長を務めない場合または務められない場合に限ってはじめて議長となる

ことができるわけである（会社法一〇二条二項）[44]。

つまり、中国会社法における株主総会の議長制度は株主が原則として議長になることができないのが特徴である[45]。これは恐らく、議長は株主総会の円滑な運営を確保するための補助機関として原則として総会自身がこれを選任するという基本的な発想がなく、議長の職務を取締役の会社内部業務執行の一環として捉えられていると思われる。

2　株主提案権

二〇〇五年会社法は株主提案権に関する規定を新設した。即ち、単独または合計で会社の三％以上の株式を保有する株主は、株主総会開催の一〇日前までに臨時の提案を書面により取締役会に提出することができる。取締役会は、この提案を受け取ってから二日以内にその他の株主に通知し、かつ株主総会の審議にかけなければならない。臨時提案の内容は、株主総会の権限範囲に該当し、かつ明確な議題及び具体的な議案がなければならない（会社法一〇三条二項）。この規定を新設した理由について、立法者は株主こそ株主総会決議に関するもっとも重要な利害関係者だから、株主が総会に提案することはむしろ当然なことであり、また、株主提案権を認めることは取締役会による株主総会の主導権の独占という状況を打開する手段ともなる、と説明している[46]。

法案起草の段階で中国商法学会は行使要件として、提案株主が六カ月引続き会社の一％以上の株式または一万株以上の株式を保有することを提案したが[47]、最終的には、提案株主と株主総会との合理的利害関係を確保する必要があるという理由で三％以上の持株数を要することになった。但し、総会運営の活性化という改正趣旨に照らして株主による提案権の行使を促進するために持株保有期間の要件を採用しなかった[48]。

中国会社法は日本会社法三〇四条で定められているような株主の議案提出権を認めていない（同法一〇三条一項、

二項、三項を参照[49]。

3　株主の質問権

旧法一一〇条においては、株主は会社の経営について質問する権利を有すると定められていたが、しかし、どこ（質問権を行使する場所）で誰（説明義務者）に何（質問権または説明義務の範囲）を質問できるかとの諸点に関しては具体的な定めがなかった。新法は旧法のこの規定をそのまま保留した上で（会社法九八条）、さらに一五一条一項の規定を新設して会社役員の株主総会における説明義務を明確にした。即ち、株主会または株主総会が取締役、監査役、総経理等に対して総会への出席を求めた場合、取締役、監査役、総経理等は総会に出席し、かつ株主の質問を受けなければならない。

一五一条一項と九八条の関係について、前者は後者を具体化したもので[50]、一五一条一項を新設することによって、九八条で規定する株主質問権を行使する場所と対象が明確になった[51]と説明する学者がいる。この立場から一五一条一項における株主質問権の性質は、株主の情報開示請求権であると解される[52]。しかし、一五一条一項は九八条を具体化、明確化されたものだというならば、具体的、かつ明確ではない九八条の規定が必要である理由がなくなるし、また、株主質問権が有効かつ合理的に運用されるべきとの観点からも、この権利を株主の総会参与権と理解する必要があると思われる[53]。現在では、一五一条一項における株主質問権について、株主総会の会議体の本質から派生された当然の権利であると考えるのが一般的である[54]。このような立場に立って考えると、一五一条一項の定め方が問題であると言わざるを得ない。

具体的にいえば、まず、この株主の総会における質問権に関する一五一条の規定は、会社法の株主会または株主

総会に関する第二章第二節及び第四章第二節にではなく、会社役員の資格と義務に関する第六章に位置する。つまり、条文上の位置関係においては一五一条一項の株主質問権と株主総会の関係が明確ではない。次に、一五一条は一項で株主の総会における質問権を定める一方、二項で取締役、総経理等は監査役会または監査役会を設けない有限会社の監査役の職務を妨害してはならず、監査役会または監査役に真実の情報と資料を提供しなければならないと定めている。この二項は明らかに株主総会を前提とした規定ではなく、監査役（会）の職務履行を確保するための経営者に対する情報開示請求権を定めたものである[55]。つまり、一五一条一項と二項の内容を合わせて見れば、株主総会を前提としたものではなく、むしろ株主、監査役（会）の経営者に対する情報開示請求権のように見える。このような定め方によって株主質問権と株主総会の関係が明確になるどころか、むしろ稀釈されてしまい、総会の効率的運営及び総会における株主質問権の合理的運用のいずれの面においても問題になりかねない[56]。

4　議決権と決議の種類

株主総会に出席した株主はその保有する一株につき一個の議決権を有する（会社法一〇四条一項本文）。普通決議は総会に出席した株主の有する議決権の過半数の賛成をもって採択される（同法一〇四条二項本文）。但し、定款変更、資本金の増減、及び会社の合併、分立、解散、組織変更に関する事項は特別決議が要求され、総会に出席した株主の有する議決権の三分の二以上の多数をもって採択しなければならない（同法一〇四条二項但書）。

中国会社法は一九九三年立法して以来、総会決議に関して定足数を要求していない。これは国家株主の会社支配に便宜を提供するためであると説明されている[57]。

5　累積投票制度

旧法においては累積投票制度が認められなかった。二〇〇五年の会社法改正において、小株主の信頼する者を取締役、監査役に選任する途を可能にすることを通して大小株主の利益調整を図ろうという観点から、累積投票に関する規定が新たに設けられた[58]。それによれば、株主総会が取締役または監査役を選任するときに、会社定款の規定または株主総会の決議に基き、累積投票を採用することができる（会社法一〇六条一項）。ところが、それに先立ち、二〇〇二年に制定された上場会社の「コーポレート・ガバナンス準則」はすでにその三一条において上場会社の取締役を選任する際に累積投票制度を積極的に採用するように促し（同条一文）、単独で会社の三〇％以上の株を保有する支配株主が存在する場合は取締役の選任が必ず累積投票によらなければならないと定めた（同条二文）。この制度が取締役を選任する方法として、現在中国のほぼすべての上場会社において採用されている[59]。但し、中国のほとんどの上場会社は国有企業の子会社であり、筆頭株主（国家株主）とその他の株主の持株比率の差が過大である[60]との理由から、実効性がない制度であるとの評価が多い[61]。

五　おわりに

本稿では二〇〇五年改正後における中国株主総会制度の諸点を取り上げて検討してきたが、少数株主の招集権、少数株主の提案権、株主の質問権などが新設され、総会における株主の権利・利益を保障する諸制度が改正前と比べ、形式的には確かに充実された。しかし、具体的な内容を見ると、改正趣旨で示された制度の厳密化までまだほど遠いことが分かる。また、新法は株主総会運営の活性化というスローガンを掲げながら、一般株主による権利濫用を強く意識した結果、株主の招集権、提案権に厳しい行使要件を課し、一般株主の利用できない制度になってい

る。

しかし、以上の問題は技術的なものにすぎず、より本質的な問題が存在する。中国会社法の特徴の一つは、所有の経営に対する支配を過度に重視する点にある。一九九三年会社法立法以来の株主総会中心主義が今回の改正においてむしろ強化され、株主総会に絶大な権限が与えられていることがそれを物語っている。中国の会社法を考えるときに国家株主（政府）という支配株主の存在を常に意識する必要がある。政府の主導の下で会社法立法及びその後の法改正が行われ、政府はまた支配株主として会社に君臨する。これを見ると、会社法は株主総会中心主義または支配株主に利する内容になっても不思議ではない。しかし、問題は、このような支配株主（政府）の当面の最大関心事は株主としての財産的利益より、会社に対するコントロールそのものである。そのため、会社法においては効率性の視点が著しく欠落している。これにより、円滑な会社経営が阻害され、一般株主の財産的利益を害することになりかねない。

制度の厳密化、株主総会の活性化というのはあくまでも手段である。この手段の向けた目的が株主の財産的権利・利益の保障のはずである。しかし、以上のような本質的な問題が解決されないかぎり、この目的が達成できない。したがって、手段を云々するよりも、会社法を如何に真に株主の財産的権利・利益を擁護するものに変えていくのがこれからの課題である。

（1）中国会社法は一九九三年に制定されたものである。二〇〇五年改正前に一九九九年、二〇〇四年の二度の小幅な改正があった。二〇〇五年の改正においては旧会社法（合計二三〇カ条）の四六カ条の条文が削除され、新たに四一カ条の条文が設けられたほか、部分的変更のある条文は一三七条となっている。

（2）劉俊海『新公司法的制度創新：立法争点与解釈難点』（法律出版社　二〇〇六年）三六六頁。

（3）「上場会社定款指導」は証券監督管理委員会が会社法、証券法に従って作った上場会社の模範定款である。その内容

は正文と注釈との二つの部分からなり、正文中の「（ ）」の部分に関しては、会社が実際に基づき記入すべきものであるが、その他の内容は上場会社の最低限の定款規定としてすべて採用しなければならない。

（4）唐徳華・高聖平『公司法及配套規定新釈新解（上）』（人民法院出版社　二〇〇二年）八四六頁、江平『新編公司法教程（第二版）』（法律出版社　二〇〇三年）一四一頁、二〇四頁、王保樹・崔勤之『中国公司法原理（最新修訂第二版）』（社会科学文献出版社　二〇〇六年）八八頁、一六一頁。

（5）王保樹・崔勤之・前掲注（4）一六六頁、趙旭東編『公司法学（第二版）』（高等教育出版社　二〇〇七年）三七一頁、李建偉『公司法学』（中国人民大学出版社　二〇〇八年）三五九頁。

（6）もっとも、旧法下においても無議決権株を保有する株主でも総会の招集通知を受ける権利と総会に出席する権利があると解されるのが一般的であった。蒋大興『公司法的展開与評判』（法律出版社　二〇〇一年）五一三頁。

（7）呉越『公司法先例初探』（法律出版社　二〇〇八年）一五〇頁。

（8）王保樹編『中国公司法修改草案建議稿』（社会科学文献出版社　二〇〇四年）二一四頁。

（9）二〇〇五会社法は、取締役会に従業員代表を送り込むことができ、監査役会に従業員代表は監査役全体の三分の一を下回ってはならないとし、これらの者は会社の従業員代表大会、従業員大会またはその他の民主的方法によって選出されると定めている（同法一〇九条二項、一一八条二項）。

（10）王保樹・崔勤之・前掲注（4）一六七頁。

（11）王保樹・崔勤之・前掲注（4）八九頁、甘功仁・史樹林『公司治理法律制度研究』（北京大学出版社　二〇〇七年）二一七頁、趙旭東・前掲注（5）、三七三頁。また、上場会社に関する「定款指導」は、株主総会の法定権限は取締役会またはその他の機関もしくは個人に授権して行使させることができない、と明確に定めている（同四〇条注釈）。

（12）具体的には、新株の種類、数及び額、新株の発行価格、新株の発行期間、株主に割り当てる新株の種類、数及び額がある（会社法一三四条一号～四号）。

（13）高級管理職とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の取締役会秘書及び会社定款に定めるその他のものをいう（会社法二一七条一号）。

（14）上場会社の場合は以上の①～⑯のほか、さらに会計事務所の選任と解任（「定款指導」四〇条一一号）募集資金の使

用目的の変更についての承認（同条一四号）、会社の行う各種の担保（「定款指導」四一条）なども株主総会の決議事項とされている。「会社の行う各種の担保」とは、会社及びその子会社の対外担保の総額が会社の純資産の五〇パーセントに達した後の会社の行うすべての対外担保（「定款指導」四一条一号）、会社の対外担保額が会社の純資産の三〇パーセントに達した後の会社の行うすべての対外担保（同条二号）、資産負債率が七〇パーセントを超えた相手に提供する担保（同条三号）、一回の担保額が会社の純資産の一〇パーセントを超えた場合の担保（同条四号）、会社が株主、実質支配者及びその関連者のために提供する担保（同条五号）のことを指す。

(15) 趙旭東編『新公司法制度設計』（法律出版社　二〇〇六年）一三一頁。

(16) また、趙旭東・前掲注(15)一三一頁を参照。

(16) 劉俊海・前掲注(2)三六七頁。

(18) 呉勝春「股份有限公司内部監督制衡法律問題」孔祥俊『民商法熱点、難点及前沿問題』（人民法院出版社　一九九六年）二三〇頁、石紀虎『股東大会制度法理研究』（知識産権出版社　二〇一一年）一四六頁。

(19) 劉俊海『現代公司法（第二版）』（法律出版社　二〇一一年）四六九頁。

(20) 江平・李国光『最新公司法条文釈義』（人民法院出版社　二〇〇六年）二八二頁。

(21) 中国会社法においては有限会社の最低資本金は三万人民元とされるのに対して、株式会社の場合は五〇〇万人民元とされている（同法二六条二項一文、八一条三項一文）。

(22) 中国会社法は、有限会社の株主の人数について五〇名という上限を設けているのに対して、株式会社に関しては、設立時に二名以上二〇〇名以下の発起人を要求しただけで、株主の人数に関する上限を設けていない（同法二四条、七九条）。

(23) 取締役会を設置した有限会社の場合は、取締役会の存在を抹消されないようにするためにそのすべての権限を定款により株主会のものにすることが認められなくても、株主会のより大きな権限を持つ制度的余地が求められよう。

(24) 張凝『日本股東大会制度的立法、理論与実践』（法律出版社　二〇〇九年）七八頁。

(25) 二〇〇五年改正前の会社法五一条二項は、「業務執行取締役の権限は取締役会の権限に関する同法四六条の規定を参照して定款によりこれを定めなければならない」と定めていたが、二〇〇五年会社法五一条二項では、「取締役会の権限

に関する規定を参照して」という文言が削除された。

(26) 一会計年度は西暦年の一月一日から十二月三一日までとされる（会計法一一条）。

(27) 王保樹・崔勤之・前掲注(4)一六七頁。

(28) 江平・李国光・前掲注(20)二八五頁。

(29) 劉俊海・前掲注(19)四七〇頁。

(30) 「重大資産」とは、会社の譲渡または譲り受けた資産総額、正味金額、主営業務の収入額のいずれかが会社の直近会計年度の連結財務諸表の資産総額、正味金額または主営業務の収入額の五〇パーセント以上に達した場合の資産をいう。江平・李国光・前掲注(20)二九八頁。

(31) 顧功耘編『最新公司法解読』（北京大学出版社　二〇〇六年）六八頁。

(32) 李建偉・前掲注(5)三六四頁。

(33) 徐永前『新公司法一〇〇問』（企業管理出版社　二〇〇五年）九二頁。

(34) この場合の少数株主は、引続き九〇日以上会社の一〇パーセント以上の株式を保有する証明書、取締役会に対して書面をもって招集請求を行ったことの証明、取締役会及び監査役会が招集をしないことまたは招集できないことの証明、及び自ら招集する場合の招集事項とその理由を備えなければならない。王保樹・崔勤之・前掲注(4)一六八頁。

(35) 范健・王建文『公司法（第三版）』（法律出版社　二〇一一年）三七九頁。

(36) 上場会社の場合は、監査役会または会社の株式の一〇パーセント以上を保有する少数株主の招集請求に対して取締役会は一〇日以内に招集するか否かの書面回答をしなければならないとされ（「総会規則」八条一項、九条一項）、この期間内に書面回答がなかった場合は、取締役会が招集できないまたは招集しないと看做される（同規則八条三項、九条三項）。なお、監査役会または少数株主の招集請求に対して取締役会で招集すると決議した場合は、五日以内に株主総会の招集通知を発しなければならない（同規則八条二項、九条二項）。

(37) 中国においては、少数株主が招集請求権ないし招集権などを行使できるのは臨時総会の場合に限られている（会社法一〇一条三号、一〇二条二号、総会規則九条）。また、王保樹・崔勤之・前掲注(4)九〇頁、江平・李国光・前掲注(20)二八七頁、趙旭東・前掲注(5)三〇四頁。

(38) もっとも、上場会社に関する「コーポレート・ガバナンス準則」八条は、「株主総会の開催場所は株主の出席の便利のために選定されなければならない」と定めている。

(39) 李建偉・前掲注(5)三六五頁、范健・王建文・前掲注(35)三八一頁。

(40) 同様なことに関して有限会社の場合は一〇パーセント以上の持株要件のみで九〇日間の持株期間を要求していない（会社法四〇条二項、四一条三項）。

(41) 劉俊海・前掲注(19)四七〇頁。

(42) 劉俊海・前掲注(19)四七六頁、李建偉・前掲注(5)三六八頁。

(43) 劉俊海・前掲注(2)三六九頁。

(44) 王保樹・崔勤之・前掲注(4)一七一頁、趙振華『公司法』（法律出版社　二〇一〇年）一三七頁～一三八頁。

(45) 代表取締役、副代表取締役及び半数以上の取締役の推薦を受けた取締役がすべて株主総会の招集及び議長の職務を履行しない場合（或いは半数以上の取締役の推薦を受けた取締役がそもそもいない場合）は誰が総会を招集し議長を務めるかという疑問に関して、最高人民法院は、三分の二以上の株主の支持を受けた取締役がこの職務を務めると説明している。呉慶宝編『最高人民法院専家法官闡釈民商裁判疑難問題（増訂版）』（中国法制出版社　二〇一一年）一三五頁。この説明の中にも株主が株主総会議長を務めるという考えが見えない。

(46) 趙旭東・前掲注(15)八七頁。

(47) 王保樹・前掲注(8)二五九頁。

(48) 劉俊海・前掲注(2)三七〇頁。

(49) 江平・李国光・前掲注(20)二九六頁、顧功耘・前掲注(31)七〇頁。

(50) 王保樹・崔勤之・前掲注(4)一七四頁。

(51) 范健・王建文・前掲注(35)三一八頁。

(52) 范健・王建文・前掲注(35)三一八頁。この見解によれば、総会に出席した株主は会社役員に対して職務範囲内のすべてのことについて質問できることになる。

(53) 張凝「日本有関董事、監事説明義務的立法与理論」沈四宝、丁丁『公司法与証券法論叢（第三巻）』（対外経済貿易大

学出版社　二〇一一年）二五七頁。

(54)　劉俊海・前掲注(19)三〇八頁、張凝・前掲注(24)二〇三頁。この見解によれば、株主の総会における質問権の範囲等は、総会の具体的目的事項との関連で解釈されるべきである。

(55)　王保樹・崔勤之・前掲注(4)一八六頁、劉俊海・前掲注(19)五〇三頁。

(56)　張凝「股東大会会議体制下的股東質詢権」北方法学二〇一一年第五期（二〇一一年九月）七〇頁。

(57)　史際春・温燁・鄧峰『企業和公司法』（中国人民大学出版社　二〇〇一年）二七二頁。

(58)　顧功耘・前掲注(31)七一頁。

(59)　范健・王建文・前掲注(35)三八六頁。

(60)　上海証券取引所と深圳証券取引所に上場している一一〇四の会社に対するアンケート調査によると、筆頭株主の平均持株比率は四五パーセント以上に達しているのに対して、第二株主の平均持株比率はわずか八%前後である。また、多くの上場会社においては筆頭株主の持株比率は八〇パーセントないし九〇パーセント以上に達している。趙旭東・前掲注(15)一九四頁。

(61)　李建偉・前掲注(5)四三五頁。